訪問看護料金表(介護保険)

〈令和 5 年 2 月 1 日現在〉

● 費用 *地域区分別 1単位の単価(6級地)10.42円

(1)基本単価(介護報酬)

【訪問看護費】

所要時間	看護師・	費用額	利用者負担額					
刀女吋川	単位数	(10割)	1割	2割	3割			
20分未満	313	¥ 3,261	¥ 327	¥ 653	¥ 979			
30分未満	470	¥ 4,897	¥ 490	¥ 980	¥ 1,470			
30分~1時間未満	821	¥ 8,554	¥ 856	¥ 1,711	¥ 2,567			
1時間~1時間30分未満	1125	¥ 11,722	¥ 1,173	¥ 2,345	¥ 3,517			
理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士の場合 (1回20分以上・週6回まで)	293	¥ 3,053	¥ 306	¥ 611	¥ 916			

【介護予防訪問看護費】

【儿孩!例例问名该具】								
所要時間	看護師・ 保健師	費用額	利用者負担額					
川安町町	単位数	(10割)	1割	2割	3割			
20分未満	302	¥ 3,146	¥ 315	¥ 630	¥ 944			
30分未満	450	¥ 4,689	¥ 469	¥ 938	¥ 1,407			
30分~1時間未満	792	¥ 8,252	¥ 826	¥ 1,651	¥ 2,476			
1時間~1時間30分未満	1087	¥ 11,326	¥ 1,133	¥ 2,266	¥ 3,398			
理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士の場合 (1回20分以上・週6回まで)	283	¥ 2,948	¥ 295	¥ 590	¥ 885			

注) 准看護師が訪問看護を行った場合

注) 同一建物減算に該当する場合(同一敷地内50人未満又は同一建物20人以上) 上記単位数の10%減

注) 同一建物減算に該当する場合(同一敷地内50人以上)

注) 理学療法士等が1日に3回以上の訪問看護を行った場合(要介護者)

注) 理学療法士等が1日に3回以上の訪問看護を行った場合(要支援者)

注) 理学療法士等による介護予防訪問看護が12月を超えた期間に実施した場合

* 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合

* 深夜(22:00~6:00)の場合

上記単位数の10%減

上記単位数の15%減

上記単位数の10%減

上記単位数の50%減

1回につき5単位減算

上記単位数の25%増

上記単位数の50%増

(2)加算減算(介護報酬)

(2)加算減算(介護報酬) 加算の種類	››< /ㅗ */-	費用額				+				
加昇の性類 	単位数	(10割)	要件							
複数名訪問加算(I) 予防複数名訪問加算(I)	054	¥ 2,646	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った 場合							
	254		1割	¥ 265	2割	¥ 530	3割	¥ 794		
71回につき 402	¥ 4,188	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合								
	.02	1,100	1割	¥ 419	2割	¥ 838	3割	¥1,257		
	201	¥ 2,094	看護師等が 行った場合	看護補助者	と同時に所	要時間30分	♪未満の訪問 	問看護を		
複数名訪問加算(Ⅱ) 予防複数名訪問加算(Ⅱ)		_,551	1割	¥ 210	2割	¥ 419	3割	¥629		
/1回につき	317	¥ 3,303	看護師等が 行った場合	有護補助者	で同時に所	·要時間303	う以上の訪! 	日有護を		
			1割	¥ 331	2割	¥ 661	3割	¥991		
長時間訪問看護加算 長時間予防訪問看護加算	300	¥ 3.126	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合							
/1回につき	300	+ 5,120	1割	¥ 313	2割	¥ 626	3割	¥938		
緊急時訪問看護加算 予防緊急時訪問看護加算	574	¥ 5,981	事業所が利 緊急訪問を			時間連絡体	制と、必要に	応じて		
/1月につき		,	1割	¥ 599	2割	¥ 1,197	3割	¥1,795		
特別管理加算(I) 予防特別管理加算(I)	500	¥ 5,210	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合							
/1月につき			1割	¥ 521	2割	¥ 1,042	3割	¥1,563		
特別管理加算(Ⅱ) 予防特別管理加算(Ⅱ) /1月につき	250	¥ 2,605	1割	¥ 261	2割	¥ 521	3割	¥ 782		
ターミナルケア加算	2,000	¥ 20,840	在宅で死亡 に2日以上な		に対して、死 アを実施し		死亡日前14	日以内		
/死亡月につき	2,000		1割	¥ 2,084	2割	¥ 4,168	3割	¥6,252		
初回加算 予防訪問看護初回加算	300	¥ 3,126	新規利用時 画書を作成		去2ヶ月間に	利用がない	場合、訪問	看護計		
/1月につき			1割	¥ 313	2割	¥ 626	3割	¥938		
退院時共同指導加算 予防退院時共同指導加算	600	¥ 6,252	病院等に入 要な退院時			■院退所する 	らにあたり、 _犯	療養上必 		
/1回につき			1割	¥ 626	2割	¥ 1,251	3割	¥1,876		
看護・介護職員連携強化加算 /1月につき	250	¥ 2,605	訪問介護員等 急時の対応に を確認した場 めの会議に出	こついて助言 合、又は安全	を行い、訪問	介護員等に同	引行し業務の 第	実施状況		
		1割	¥ 261	2割	¥ 521	3割	¥ 782			
サービス提供体制加算(I) 予防サービス提供体制強化加算(I) /1回につき	6	¥ 62	職員の専門性 従って研修を はサービス提 会議を定期的 実施。④看護 30%以上。	実施又は実施とは実施とはまた。 でいい まんしん まんしん はんしん まんしん まんしん まんしん まんしん はんしん は	施を予定して「 この留意事項 。③全ての看	ハる。②利用: の伝達又は打 護師等に対し	者に関する情 技術指導を目1 健康診断を5	報もしく 的とした ≧期的に		
		1割	¥ 7	2割	¥ 13	3割	¥ 19			

看護体制強化加算(I) 予防看護体制強化加算 550 /1月につき	550	¥ 5,731	①前6か月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が50%を超えること②前6か月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が30%を超えること③前12か月間において、ターミナルケア加算の人数が1名以上であること。①または②の条件を満たし、③の条件を満たす場合(予防:①②のみ)						
		1割	¥	574	2割	¥ 1,147	3割	¥1,720	

- ①介護保険に係る利用者負担金(費用全体の1~3割)
- ②医療保険に係る利用者負担金(費用全体の1~3割)
- ③運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- ④運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

(3) その他の費用

- ①交通費・・・ 介護保険による介護サービスの場合は不要です。 ※通常実施地域以外を超えた地点から1キロメートルにつき100円のご負担となります。
- ②衛生材料費・・患者様の介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。 ※当ステーションで準備する場合、実費負担となります。
- ③死後の処置料・・・6,000円
- ④交通費、衛生材料費など利用者負担金は(1)の①もしくは②とともに、翌月の10日すぎに請求書をお送りしますので、現金もしくは口座振り込みでお支払いください。
- ⑤上記の利用者負担金は、「月1回のサービス提供分で「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。
- ⑥その他の費用・・サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。